

八潮市地域防災計画の見直しについて

災害対策基本法の一部改正、防災基本計画及び埼玉県地域防災計画が修正されたこと等に伴い、上位計画等との整合を図るため、八潮市地域防災計画を見直すもの。

主な見直し内容

1 災害対策基本法の一部改正に伴う主な事項

(1) 新物資システム（B-PLo）を活用した備蓄管理及び備蓄状況の公表

【震災対策編 P89, 91, 93, 94 風水害編 P75, 77, 79, 80】

被災者等に給与する食料や生活必需品、避難所運営に使用する資機材等は、備蓄物資を避難所等に備蓄するよう努めるとともに、新物資システム（B-PLo）により管理し、備蓄状況は年1回住民に公表する。

(2) 広域避難時の市町村間の情報連携【震災対策編 P205 風水害編 P196】

広域避難を円滑に行うとともに、避難先又は受入れ先において被災者に対する支援の遅れや漏れを回避するため、広域避難時における避難先及び受入れ先に対し、避難住民に関する情報の共有を追記する。

2 防災基本計画の修正に伴う主な事項

(1) 避難所における生活環境への配慮【震災対策編 P147, 199 風水害編 P139, 192】

指定避難所における良好な生活の確保に努める。具体的には、避難者のプライバシー確保のため、指定避難所開設当初からパーティションの設置や簡易ベッドの設置に努める。また、入浴支援の実施や栄養バランスのとれた適温の食事を提供するため、炊き出しに利用可能な学校施設や調理器具の把握のほか、炊き出しに用いる食材の確保に努める。

3 埼玉県地域防災計画の修正に伴う主な事項

(1) 応援受入れ体制の整備（受援体制の整備）【震災対策編 P45 風水害編 P40】

発災時、応援職員が担う業務範囲に限定したマニュアルの整備に努めるとともに、応援職員の宿泊場所の確保が困難な場合に備え、公共施設の空きスペースや車両を設置できる空き地などの確保に努める。

(2) 情報通信機器の整備（指定避難所の整備）【震災対策編 P77 風水害編 P66】

通信が途絶した場合に備え、避難所運営職員からの物資や資機材等の要請に使用する衛星携帯電話や、被災者が情報収集等に活用可能な衛星通信等を活用したインターネット機器の整備に努める。

(3) ジェンダー視点を踏まえた指定避難所の運営（避難所等開設・運営体制の整備）

【震災対策編 P78 風水害編 P67】

災害時における指定避難所等の管理・運営等を図るため、県が策定した「避難所の運営に関する指針」に加え、「ジェンダー視点による避難所の開設・運営の充実強化のための標準手引き」を参考に、避難所運営マニュアルの作成に努める。

(4) 避難所外避難者対策の強化【震災対策編 P200 風水害編 P194】

指定避難所において、避難者の受入れが困難となる事態に備え、あらかじめ協定事業者の宿泊施設や地元町会・自治会の集会所等の情報を把握する。また、在宅避難者並びにやむを得ず車中等に避難する避難者の発生に備え、支援拠点や車中泊避難を行うためのスペースを設置など、支援方策の検討に努める。

4 八潮市地域防災計画の見直し

(1) 指定避難所等の解除及び居住スペースの見直し

県立八潮高等学校が令和8年3月末をもって閉校することに伴い、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を解除する。また、従来3㎡としていた避難所における1人あたりの居住スペースを国の「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」に従い、スフィア基準（被災者が尊厳ある生活を営むための人道支援の最低基準を示した国際基準）の寒冷気候における最低基準4.5㎡に拡大する。これらの変更に伴い、想定収容人数が減少することから、市内中学校5校の武道場を新たに避難所に指定する。

(2) 県道松戸草加線中央一丁目交差点道路陥没事故【大規模火災・事故災害対策編 P276】

令和7年1月28日午前9時49分に道路陥没事故が発生した。事故の原因は、原因究明委員会の最終報告書によると、「埼玉県が管理する中川流域下水道の硫化水素によって腐食した下水道管に起因するものであると考えられる」との結論である。破損した下水道管は直径4.75mの大口徑で、走行中のトラック1台が陥没穴に転落する、過去に類を見ない大事故が発生したことから、事故災害の履歴に追加する。

5 その他事項

(1) 新たな防災気象情報の運用（体系整理）【風水害編 P156】

気象業務法及び水防法の改正が行われ、情報名称の変更、警戒レベル4相当となる危険警報の新設、洪水関係の情報変更、気象防災速報の新設など体系整理が行われ、令和8年5月下旬より運用が開始される。

具体的には、これまでは、「河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮」の警戒レベルは各々異

なっていたが、「レベル2を注意報、レベル3を警報、レベル4を危険警報、レベル5を特別警報」に統一し、避難の判断がよりわかりやすくなるよう、レベル別で避難のタイミングを情報提供することになる。

(2) 指定公共機関の防災計画の見直し【震災対策編 P253 風水害編 P244】

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、「東京ガス株式会社」、「東京ガスネットワーク株式会社」が連携し、災害対応にあたることを定めた防災業務計画に、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を反映するため見直す。